アクセスＦＳＡ　第 63 号　(2008 年２月)

東京証券取引所北京駐在員事務所の開設式典に
出席した 渡辺 大臣　　　　　（２月 22 日）

→ Ｐ２ 、Ｐ14 に関連記事

「年度末金融の円滑化に関する意見交換会」に
おいて挨拶する 渡辺 大臣　　　（２月 21 日）

目　次

【フォトギャラリー】 ･･･ 2

【大臣談話・講演等】 ･･･ 2

【トピックス】

○　我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額等について･･････････････････ 3
○　ＩＯＳＣＯ・マルチMOU（多国間情報交換枠組み）への署名について･･････････････････ 4
○　金融安定化フォーラムによるＧ７への中間報告について ･････････････････････････････ 6
○　「ＥＤＩＮＥＴ運用改善検討チーム」について･････････････････････････････････････ 7
○　第 124 回・第 125 回自動車損害賠償責任保険審議会について ････････････････････････ 7
○　金融審議会金融分科会第二部会「中間論点整理～平成 16 年改正後の信託業法の施行状況及び福祉型の信託について～」････ 9
○　平成 19 年３月期に係る有価証券報告書の重点審査結果について ･････････････････････ 11
○　「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等について ･････････････････ 12

【金融ここが聞きたい！】 ･･･ 14

【お知らせ】

○　テラメント株式会社に対する大量保有報告書の訂正命令 ････････････････････････････ 15
○　「お急ぎください！」登録申請は３月 31 日が締め切りです（いわゆるファンド形態で出資等の勧誘を行う方へ）････ 15
○　ファンド業者を金融庁ウェブサイトに掲載しました！！ ･･･････････････････････････ 16
○　認定投資者保護団体制度の更なる活用を期待します！！ ･･･････････････････････････ 16
○　証券市場における不正・違法行為に関する情報を受け付けています(証券取引等監視委員会)･･ 16
○　株券電子化について ･･ 17
○　新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内･････････････････････････････････ 18
○　金融庁英語版ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスの開始 ･･････････････････ 18

【２月の主な報道発表等】 ･･ 19

【フォトギャラリー】

※　このコーナーは、大臣、副大臣、大臣政務官、金融庁幹部が出席した会議等をはじめ、金融庁で行われた行事等についての写真を掲載し、皆さんに情報をお届けするものです。

金融審議会第 22 回総会・第 10 回金融分科会合同会合 の模様　（２月８日）

東京証券取引所北京駐在員事務所の開設式典の模様　（２月 22 日）

【大臣談話・講演等】

※　このコーナーは、大臣、副大臣、大臣政務官、金融庁幹部が行った談話・講演等についての情報をお届けするものです。下記内容にアクセスしてください。

●会見

渡辺内閣府特命担当大臣内外記者会見の概要
（平成 20 年２月 22 日（金）19：30～19：45　場所：釣魚台国賓館（北京））

●講演

佐藤金融庁長官講演「金融行政の課題について―世界的な金融市場の混乱と我が国金融・資本市場の競争力強化―」（平成 20 年１月 29 日・日本証券投資顧問業協会）資料

佐藤金融庁長官講演「我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて」
（平成 20 年２月 20 日・第３回日本ＣＦＯ円卓会議）英文・資料

【トピックス】

我が国の預金取扱金融機関のサブプライム・ローン関連商品の保有額等について

金融庁では、平成 20 年２月 13 日（水）、我が国の金融機関のサブプライム関連商品に関する評価損及び実現損の合計額が、昨年９月末の約 2,760 億円から、昨年 12 月末において、約 6,000 億円に拡大した旨の公表を行いました。

こうした損失拡大の背景としては、グローバルな金融市場において、サブプライム・ローン問題に端を発した混乱の影響が引き続き拡大しているため、各金融機関が追加の損失を計上するに至ったものと認識しています。

ただし、我が国の金融機関におけるサブプライム関連商品の保有額や評価損等の状況は、海外の状況と比べても、また、我が国金融機関の体力（期間利益や自己資本の厚み等）に比べても、相対的に限定されていると考えています。よって、現時点において、この問題が直接我が国の金融システムに深刻な影響を与えるような状況にあるとは考えていません。

しかしながら、現在のグローバルな金融市場の混乱は、幅広い証券化商品の市場、株式市場、モノライン（金融保証専門保険会社）の格下げ等、更にその影響が拡大している状況にあります。各金融機関のディスクロージャーの状況やヒアリングの結果等を踏まえれば、このような状況が我が国金融システムに直ちに深刻な影響を及ぼすとは考えておりませんが、正常化にはなお、ある程度の時間を要するものと認識しています。

従って、今後とも、高い警戒水準を維持しつつ、金融機関のリスク管理状況や、株式やクレジット、為替といった様々な市場の動向等について、内外の関係当局とも連携しながら、早め早めの情報収集に努めるなど、十分注視していきます。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額等について」（平成 20 年２月 13 日）にアクセスしてください。

我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額等について（平成19年12月末時点）

※下段（ ）書きは平成19年9月末の数値　（単位：10 億円）

	Tier1 自己資本（19年3月末）	実質業純（19年3月期）	株式評価益（19年12月末）	サブプライム関連商品等保有額			うちサブプライム関連ビジネス			サブプライム関連のABCP プログラム
				簿価（12月末）	評価損益	実現損益（売却損益・減損等（4-12月期））	簿価（12月末）	評価損益	実現損益（売却損益・減損等（4-12月期））	エクスポージャー
大手行等	25,300	3,754	6,344 (7,983)	1,388 (1,246)	▲143 (▲122)	▲399 (▲122)	202 (138)	0 (0)	▲85 (▲19)	— (152)
地域銀行	12,600	2,003	3,534 (4,249)	80 (115)	▲9 (▲6)	▲28 (▲9)	—	—	—	—
協同組織金融機関	11,509	965	215 (347)	51 (47)	▲6 (▲7)	▲15 (▲10)	—	—	—	—
合計	49,408	6,722	10,093 (12,579)	1,519 (1,407)	▲158 (▲135)	▲442 (▲141)	202 (138)	0 (0)	▲85 (▲19)	— (152)

※この他、サブプライムローンと直接係わりのない証券化商品等についても、グローバルな金融市場の混乱の影響が欧米を中心として広範に及んでおり、わが国の一部金融機関において、一定程度の評価損や実現損が発生しているものがある。

（注1）「サブプライム関連商品等」とは、サブプライムローンを原資産とする ABS 及びそうした ABS を原資産に含む CDO などの金融商品等を指す。なお、投資信託の運用の中で、結果的にサブプライム関連商品への投資が行われているものは含まれていない。
「サブプライム関連ビジネス」とは、サブプライムローン関連商品の組成ビジネス等を指す。

（注2）「大手行等」には、主要行、農林中央金庫、新生銀行、あおぞら銀行、シティバンク銀行、新たな形態の銀行、外銀信託等が含まれている。

（注3）「協同組織金融機関」には、信金中央金庫を含む信用金庫、全国信用協同組合連合会を含む信用組合、労働金庫連合会を含む労働金庫、信農連、信漁連が含まれている。農業協同組合等は含まれていない。なお、農林中央金庫は大手行等に含まれている。

（注4）上記はヒアリングベースの計数であり、今後、各行等の精査の中で変動しうる。

（注5）一部の証券会社のサブプライム関連商品等保有額が、連結される大手行等に含まれている。

ＩＯＳＣＯ・マルチＭＯＵ（多国間情報交換枠組み）への署名について

平成 20 年２月、金融庁は、ＩＯＳＣＯ（国際証券監督者機構）が策定した枠組みである各国証券監督当局間の協議・協力及び情報交換に関する多国間覚書（Multilateral Memorandum of Understanding concerning Consultation and Cooperation and the Exchange of Information ：以下「マルチMOU」といいます。）の署名当局となり、世界中の証券監督当局との情報交換協力ネットワークを構築することになりました。以下、このマルチMOU署名の意義や、これまでの経緯などについて説明します。

【証券規制当局間の国際協力の必要性の高まり】

近年、証券取引のクロスボーダー化は加速度的に進展しています。しかし、それに伴い、市場不正行為も国境を越えて行われるようになっています。例えば、ある国の市場に上場している証券の取引は、現在、その国の投資家のみならず、外国の投資家も購入等することができます。そのため、ある国の市場における取引について、インサイダー取引や相場操縦などの不正行為に外国の者が関与しているということも現実に発生するようになっており、金融取引のクロスボーダー化の進展によって、ますますそういったことが起こる可能性が高まってきています。

このように国境を越えて行われる不正取引に対し、規制・法執行当局として適切に対応し、取引の公正性や市場の健全性を確保するためには、諸外国の証券監督当局と必要に応じて適宜、円滑に情報交換協力が行えることが不可欠となっています。例えば、A国の市場に上場されている証券についてなされたB国からの発注に関して不正取引の疑いがある場合には、その不正取引の実態の解明・調査などのために、A国の規制当局は、その取引に関する情報（例えば、取引記録やBeneficial owners に関する情報）が必要となりますが、こういった情報は通常、A国の当局自らが直接、B国の関係者から取得することはできません。こういった場合は、B国の規制当局の協力が不可欠であり、B国の当局から必要な情報の提供を受けられることが必要となります。このような協力の必要性は、各国が相互に必要とするものであり、相互協力・情報交換の枠組みを構築することが、世界各国の証券監督当局にとって、きわめて重要となっています。

【ＩＯＳＣＯのマルチＭＯＵの策定と署名促進のための取組み】

そうした背景から、各国の証券当局は、相互に情報交換協力を行うことを約し、円滑な情報交換が行えるよう、必要な諸事項（支援の範囲や提供情報の取扱い等）を取り決めた枠組みを締結するようになりました。この協力枠組み文書のことを、通常、Memorandum of Understanding と呼び、その頭文字をとって「MOU」といいます。当初、各国の当局は、二国間ベースでMOUを結んでいたところであり、金融庁も、関係の重要性や地域的な観点を踏まえ、1997 年から 2006 年までにかけて、中国（1997 年）、シンガポール（2001 年）、米国（2002 年）、豪州（2004 年）、香港（2005 年）、ニュージーランド（2006 年）の証券規制当局との間で、二国間ベースでのMOUを締結してきました。

その一方、証券取引のクロスボーダー化の進展により、特定の国との二国間ベースにとどまらず、いかなる国とも適宜、情報交換協力を提供し合えることが必要という認識が各国の証券当局間で共有されるようになりました。こうした問題意識の高まりを受けて、世界の証券規制当局で構成されるＩＯＳＣＯ（国際証券監督者機構）は、多国間ベースの情報交換の枠組みの構築に取り組み、2002 年５月、上述の「マルチMOU」を策定しました。

マルチMOUの策定当初は、この枠組みへの参加は各当局の自主的な判断に任せられていましたが、その後、ＩＯＳＣＯでは、メンバーにマルチMOU署名を義務付ける動きが加速し、2005 年４月のコロンボ総会において、ＩＯＳＣＯの全メンバーに対し、以下を求める決議がなされました。

① 早急にＩＯＳＣＯ・MOUに署名申請し、審査プロセスを完了すること。
② 2010 年１月１日までに、ＩＯＳＣＯ・MOUの署名当局となること。または、遅くとも 2010 年１月１日までに、ＩＯＳＣＯ・MOUの付属文書Ｂに基づき、ＩＯＳＣＯ・MOUへの署名を可能とする必要な法的権限を追求する（seek）公式のコミットメントを行うこと。

この決議は、一言で言えば、「全ＩＯＳＣＯメンバーに対するマルチMOUへの署名（将来的な署名の約束を含む）の義務付け」です。これについて若干補足すると次のとおりです。

まず、マルチMOUへの署名を果たすためには、外国当局との情報交換協力に関する法制について、ＩＯＳＣＯによる審査を受け、マルチMOUに基づく情報交換が可能であるとの承認を受けなければな

りません。すなわち、外国の要請に応じて必要な情報を取得し、提供できる権限を有しているか否かを審査され、マルチMOUで想定されている情報提供協力ができる当局であることをＩＯＳＣＯに認めてもらうことが、マルチMOUへの署名を果たす要件となっています。上記決議の①で述べているのは、この審査プロセスに早急に入り、完了せよ、という趣旨です。

次に、決議②で述べているように、2010 年 1 月 1 日までに審査を受け、マルチMOUに署名するに足る法制を有していると認められることが求められました。ただ、審査の結果、現行法制では必要な法的権限を有していない、と裁定される国もありえます。そういった国については、将来、法改正をしてマルチMOUへの署名を果たせるようにするという意思表示を行うことが求められています。

したがって、この決議により、2010 年 1 月 1 日までに、世界の証券規制当局は、マルチMOUに署名するか、署名の約束をしなければならなくなりました。すなわち、長期的に見れば、全世界の証券規制当局がマルチMOUに署名するということになったわけです。

このマルチMOUへの全メンバーの参加義務化は、ＩＯＳＣＯにとって現在の最優先課題の一つです。一部の国の当局だけではなく、全メンバーが参加することには、国際的な監視・監督のネットワークの抜け穴を作らないという意味があります。マルチMOUに未参加の国があった場合、そこには国際的な監督・監視のネットワークが及んでいないため、潜在的な不正行為者から見れば、その国は不正行為をするには都合のよい国であるということになります。逆に言えば、マルチMOUのグローバル化によって、そのような不正行為の温床となりうる国がなくなり、どこで不正を働こうが、国際協力の下で関係当局によるアクションがとられることになります。ここにマルチMOU自体の大きな意義があると言えるでしょう。

2008 年２月現在、ＩＯＳＣＯメンバーのほぼ半数がマルチMOU署名当局となり、また１５当局が将来的な署名に取り組む意思表示をしています。マルチMOUのグローバルネットワーク化への歩みは確実に進んでいるといえるでしょう。

【日本のマルチＭＯＵ署名と意義について】

金融庁は、2006 年５月にマルチMOU署名のための審査を受けるべく、ＩＯＳＣＯに申請を行いました。マルチMOUの審査過程では、外国当局の要請に応じて情報収集し、提供する根拠規定として重要な証券取引法（申請当時。現「金融商品取引法」）第 189 条を中心に議論が行われましたが、2008 年 1 月にＩＯＳＣＯの審査グループは、日本のマルチMOU署名を認める旨の結論に至り、２月５日に当該結論がＩＯＳＣＯとしての最終決定となりました。この結果を受け、２月 19 日に佐藤金融庁長官がサインをし、金融庁はマルチMOUの署名当局に正式になりました。

金融庁にとって、マルチMOU署名の実現は、以下のようなきわめて大きな意義があるものです。

（１）　まず、マルチMOU署名当局となったことにより、世界中の証券当局との間で、情報交換ネットワークを構築できたことです。この結果、我が国市場を使った不公正取引に対し、クロスボーダー協力による効果的対応ができることとなります。現在、日本市場の国際競争力を強化すべく取り組んでいますが、日本市場が、クロスボーダー取引にも国際協力の下で監督・監視が図られているという点は、国際金融センターとしての基礎の一つの確保という意味で、重要な意味を持つものと考えています。

（２）　また、昨年 12 月に発表しました「金融・資本市場競争力強化プラン」においても、その中の「ベター・レギュレーション」において、以下のとおり、「海外当局との連携強化」を掲げているところであり、マルチMOUへの署名は、当該施策の大きな推進を実現するものです。

「３．海外当局との連携強化（抄）

二国間、多国間で監督当局の情報交換に関するネットワークを拡大し、海外の金融システムや金融・資本市場に関する情報集能力を高めるとともに、その活用を通じて、金融機関の国際的な活動に対する監督の実効性を高め、クロスボーダー化する市場の公正性を担保するべく、不公正取引の排除に努める。」

（３）　さらに、金融庁のマルチMOU署名により、市場規模で見るとほとんど全世界の市場がマルチMOUのネットワークにカバーされることになりました。金融庁のマルチMOU署名は、グローバルな協力枠組みの構築という国際的な目標の実現に対しても、きわめて大きな意義を有するものです。

【今後のマルチＭＯＵに基づく取組みについて】

マルチMOUの署名当局となったことにより、今後、金融庁は、世界中の証券監督当局との間で、監督・エンフォースメント上必要な情報を相互に交換し合うことが可能となりました。これからは、マルチMOUの枠組みに沿って、各国の証券規制当局と円滑な国際協力を行いながら、クロスボーダー化する我が国の証券市場の公正性や健全性の確保に努めていきたいと考えています。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「ＩＯＳＣＯ・マルチMOU（多国間情報交換枠組み）への署名について」（平成20年２月12日）にアクセスしてください。

金融安定化フォーラムによるＧ７への中間報告について

金融安定化フォーラム（ＦＳＦ）は、２月９日（土）、東京で開催された７カ国財務大臣・中央銀行総裁会議（Ｇ７）において、今般の金融市場の混乱の要因分析と今後の対応についての提案に関する中間報告を行い、その中間報告書（概要（日本語・金融庁作成）、原文（英語））を公表しました。本中間報告は、昨年１０月のＧ７（ワシントン D.C.）での要請を受けて取りまとめられたものです。最終報告は、本年４月のＧ７（ワシントンD.C.）において提出される予定です。（参照）昨年10月Ｇ７声明ポイント

本中間報告の構成は、以下のとおりとなっています。

○「金融システムの現状と調整」：金融市場の混乱に対する現状認識と短期的な対応策。

○「根底にある原因と脆弱性」　：再発防止のため、今回の混乱を発生させた事前の要因及び事後的に混乱を増幅させた要因について分析。

○「政策検討分野」：再発防止策・市場強化策の検討を行う分野。以下の６つ。

１．監督・監視枠組み
２．OTD(originate-to-distribute)モデルの土台[1]
３．格付の役割等
４．市場の透明性
５．リスクに対する監督規制上の対応
６．当局の危機対応能力

今回の中間報告では、この６分野における政策対応の方向性が示されており、具体的な提言については４月の最終報告で行われる予定となっています。

金融庁としては、これまで、ＦＳＦをはじめとする国際的な議論や検討の場において、昨年 11 月に公表された「金融市場戦略チーム」の第一次報告書で指摘された論点（例えば、証券化の一連のプロセスにおける各当事者の情報伝達の確保やリスク管理の問題、バーゼル II 実施の重要性等）について、我が国の考え方を積極的に主張してきました。今回の中間報告では、こうした論点について、基本的な方向性を同じくする問題意識が示されており、各国間で共通の理解が得られたものと考えています。金融庁としては、４月の最終報告に向けて、ＦＳＦをはじめとする国際的な議論や検討に引き続き積極的に参画していきたいと考えています。

（注）金融安定化フォーラム(Financial Stability Forum :FSF)は、金融市場の監督及びサーベイランスに関する情報交換と国際協力の強化を通じて国際金融の安定を促進することを目的に、７カ国蔵相・中央銀行総裁会議（Ｇ７）によって 1999 年に創設されました。ＦＳＦには重要な国際金融センターを有する各国及び地域の関連当局、金融監督当局による国際機関（バーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）、保険監督者国際機構（ＩＡＩＳ））、国際金融機関（国際通貨基金（ＩＭＦ）、世界銀行）等が参加しており、我が国からは金融庁、財務省及び日本銀行が参加しています。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「金融安定化フォーラムによるＧ７への中間報告書の公表について」（平成20年２月９日）にアクセスしてください。

[1] 原債権組成時の融資基準、証券化プロセスの各段階における透明性、格付の役割等

「ＥＤＩＮＥＴ運用改善検討チーム」について

１．「ＥＤＩＮＥＴ運用改善検討チーム」立ち上げの経緯及び開催状況

１月 25 日（金）に、上場企業６社の株式（総額 20 兆円超）を取得したとする虚偽の大量保有報告書が提出され、ＥＤＩＮＥＴに掲載されました。

金融庁では、本件は大量保有報告制度の運用にとってきわめて重大な問題であるという認識に基づき、１月 27 日（日）に、上記大量保有報告書の提出者であるテラメント株式会社に対して訂正報告書の提出命令を発出し、直ちにその旨をＥＤＩＮＥＴ及び金融庁ウェブサイトに掲載しました（英文でも掲載しています）。

これに加えて、大量保有報告制度及び EDINET について、再発防止策及び危機管理策を早急に検討するため、２月１日（金）に「EDINET 運用改善検討チーム」を立ち上げ、以下のとおり開催しました。

（開催状況）
第１回：２月 １日（金）
第２回：２月 ６日（水）
第３回：２月 ８日（金）
第４回：２月 14 日（木）

２．「ＥＤＩＮＥＴ運用改善に関する論点整理」の公表について

ＥＤＩＮＥＴ運用改善検討チームでは、計４回にわたる検討を踏まえ、2 月 19 日（火）に「EDINET 運用改善に関する論点整理」を取りまとめ、公表しました。

具体的には、

① 虚偽のおそれのある大量保有報告書等についての、システムによるチェック機能の強化
② 抽出された報告書に関しての迅速な調査体制、関係機関との連携体制の構築、当局による注意喚起
③ 訂正報告書の提出命令を行った開示書類を、例外的に公衆縦覧から外すことができるようにすること

などの内容が盛り込まれています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「「ＥＤＩＮＥＴ運用改善に関する論点整理」の公表について」（平成 20 年 2 月 19 日）にアクセスしてください。

金融庁では、上記論点整理を踏まえ、今後、大量保有報告制度及びＥＤＩＮＥＴの改善策について更なる検討をすすめ、適切に対応していきたいと考えています。

第 124 回、第 125 回自動車損害賠償責任保険審議会について

第 124 回、第 125 回の自動車損害賠償責任保険審議会は平成 20 年１月 10 日、18 日に開催され、自賠責保険の基準料率の検証結果等について審議が行われました。

審議の結果、平成 20 年４月１日からの自賠責保険の基準料率は平均で 24.1%の引下げ、契約者負担額でみると 24.7%の引下げ効果があり、保険料等充当交付金の減額による契約者負担額の上昇率 2.5%と合わせると、最終的に契約者負担額の引下げ幅は 22.2%となりました。

１．自賠責保険の料率検証結果について

本来の自賠責保険料である基準料率については、その料率の適正を確保するため、損害保険料率算出

機構が毎年その妥当性の検証を行い、検証結果を金融庁長官に報告することとなっています。金融庁長官は、その検証結果を当審議会に報告します。検証の結果、基準料率が妥当でないと判断される場合には、基準料率の改定を行うことになります。

第124回自動車損害賠償責任保険審議会において、損害保険料率算出機構から報告された料率検証の結果について、交通事故発生件数の減少等により、平成17年４月の前回基準料率改定時の予定損害率との乖離が、平成19年度、平成20年度ともに▲20.3%と大幅なものとなったこと等につき、契約者間の公平性を保ちつつ速やかに保険料水準に反映させることにより、契約者負担の軽減を図るとの方向性が示されました。

第125回自動車損害賠償責任保険審議会においては、前回審議会で示された方向に沿って、損害保険料率算出機構が算出・届出を行った新たな基準料率が平成20年４月１日から適用されることについて答申がなされました。新たな基準料率は、例えば、自家用自動車２年契約で22,470円となります（現行の基準料率は31,730円であり、引下げ幅は9,260円）。詳しくは「(別紙) 平成20年度に適用する自賠責保険基準料率（保険期間別)」を参照してください。

（注）平成14年度から平成19年度までの間は政府再保険の廃止（平成13年度末）に伴う自賠責特別会計の累積運用益が保険料等充当交付金として交付されてきましたが、平成19年度をもって終了します。なお、平成19年度の交付額は自家用自動車２年契約額で900円です。

契約年度	平成19年度	平成20年度
前回(平成17年４月）改定時予定損害率	１０６．９	
平成19年度料率検証結果による予定損害率	８５．２	８５．２

（注）損害率＝（支払保険金／収入純保険料）×100

※　平成17年４月の基準料率改定経緯については、金融庁ウェブサイトの「月刊広報誌アクセスＦＳＡ」から「第27号（2005年２月25日)」にアクセスしてください。

（参考）基準料率とは？

基準料率とは、損害保険料率算出団体が算出する保険料率の一つです。損害保険算出団体の会員である保険会社は、損害保険料率算出団体が算出した基準料率を自社の保険料率として使用するという届出の手続きをすれば、保険業法に基づいた認可を取得したものとみなされます。現在は、損害保険料率算出機構が自賠責保険の基準料率を算出しており、自賠責保険を取り扱っている全ての保険会社がこれを適用しています。

（参考）保険料等充当交付金とは？

交付金については、国土交通省が予算を所掌しています。平成13年度末の政府再保険制度廃止時の累積運用益約１兆9,400億円について、その20分の11、約１兆700億円をユーザー還元して保険料負担の軽減を図るために交付金制度が創設されました。この制度に基づき、平成14年度から平成19年度までの６年間の保険契約について予算の範囲内で交付することとなっています。

交付金の交付方法は、当初３年間は厚めに交付し、従来の契約者負担額維持に必要な交付金を交付することにより、急激な保険料負担額の増加を防止するという考え方によっています。

平成20年度以降に効力が生じる自賠責保険に係る契約者負担額については、平成19年度中に効力が生じる保険契約分で交付金が完了することに伴い、基準料率がそのまま契約者負担額となります。

２．諮問事項

事務局より金融庁長官から諮問のあった①自賠責共済規程の一部変更について②自賠責事業にかかる認可についての説明がなされました。諮問事項について検討した結果、本件諮問を受けた事項については、いずれも異議はない旨の答申を行うことになりました。

３．報告事項について

（１）保険料等充当交付金については、最終年度である平成19年度第４四半期の契約に係る保険料等充当交付金が交付されることを以て、保険料等充当交付金の交付は終了するとの報告がありました。

（２）平成 20 年度自動車安全特別会計（旧自賠特会）の運用益の使途について、平成 20 年度民間保険会社の運用益の使途について及び平成 20 年度 JA 共済の運用益の使途について報告がありました。

（３）自賠責保険診療報酬基準案の実施状況については、現在 45 都道府県で実施されており、残る２県（山梨・岡山）に対し、早期実施に向けて引き続き協議を行っていくとの報告がありました。

（４）平成 13 年の自賠法改正に際し、衆参両院の附帯決議により、改正後５年以内に自動車事故対策事業の見直しを行うことが政府に求められたことから、国土交通省内に「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」が設置されました。平成 18 年３月から同年６月までに有識者により集中的に見直しの議論が行われ、同年６月に提言がなされた報告書の実施状況について報告がありました。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「審議会・研究会等」から「自動車損害賠償責任保険審議会」にアクセスしてください。

（別紙）

平成２０年度に適用する自賠責保険基準料率（保険期間別）

離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

（単位：円、％）

車種＼保険期間	１２か月（１年契約）				２４か月（２年契約）				３６か月（３年契約）			
	現行基準料率 A	改定基準料率 B	改定額 C＝B－A	改定率 D＝C÷A	現行基準料率 E	改定基準料率 F	改定額 G＝F－E	改定率 H＝G÷E	現行基準料率 I	改定基準料率 J	改定額 K＝J－I	改定率 L＝K÷I
自家用乗用自動車	18,470 （18,020）	13,850	△ 4,620 （△ 4,170）	△ 25.0 （△ 23.1）	31,730 （30,830）	22,470	△ 9,260 （△ 8,360）	△ 29.2 （△ 27.1）	44,720 （43,390）	30,910	△ 13,810 （△ 12,480）	△ 30.9 （△ 28.8）
自家用小型貨物自動車	15,920 （15,550）	12,250	△ 3,670 （△ 3,300）	△ 23.1 （△ 21.2）	26,670 （25,940）	19,290	△ 7,380 （△ 6,650）	△ 27.7 （△ 25.6）	－	－	－	－
小型二輪自動車	12,940 （12,670）	9,280	△ 3,660 （△ 3,390）	△ 28.3 （△ 26.8）	20,770 （20,240）	13,400	△ 7,370 （△ 6,840）	△ 35.5 （△ 33.8）	28,440 （27,650）	17,450	△ 10,990 （△ 10,200）	△ 38.6 （△ 36.9）
軽自動車（検査対象車）	15,420 （15,070）	12,090	△ 3,330 （△ 2,980）	△ 21.6 （△ 19.8）	25,690 （25,000）	18,980	△ 6,710 （△ 6,020）	△ 26.1 （△ 24.1）	35,750 （34,720）	25,730	△ 10,020 （△ 8,990）	△ 28.0 （△ 25.9）
原動機付自転車	7,580	6,960	△ 620	△ 8.2	10,140	8,790	△ 1,350	△ 13.3	12,650	10,580	△ 2,070	△ 16.4

（注）１．現行基準料率の下段の（　）内は、基準料率から平成１９年度の保険料等充当交付金を控除した契約者負担額である。ただし、原動機付自転車は保険料等充当交付金の交付対象となっていないため、契約者負担額は基準料率と同額となる。
２．保険料等充当交付金は、平成１９年度までの契約をもって終了するため、平成２０年度以降の契約者負担額は基準料率と同額となる。
３．保険期間が１年を超える契約の純保険料率および損害調査費は、長期契約予定利息を年２．０％の利率で計算して割引いている。

金融審議会金融分科会第二部会
「中間論点整理～平成 16 年改正後の信託業法の施行状況及び福祉型の信託について～」

金融審議会金融分科会第二部会（部会長　岩原 紳作 東京大学大学院法学政治学研究科教授）は、平成 19 年 10 月より、計４回にわたり、平成 16 年改正後の信託業法の施行状況及び福祉型の信託について審議を行ってきました。

その審議を踏まえ、「中間論点整理～平成 16 年改正後の信託業法の施行状況及び福祉型の信託について～」が取りまとめられ、平成 20 年２月８日に公表しました。

＜中間論点整理の概要＞

１．経緯

信託業法は、平成 16 年 12 月に全面改正され、その際、見直し条項や福祉型の信託について検討を求める附帯決議が附された。これを踏まえ、昨秋から幅広く審議。

２．平成 16 年改正後の信託業法の施行状況

平成 16 年信託業法改正のポイント	施行状況
① 受託可能財産の範囲の拡大 ② 信託業の担い手の拡大 ③ 信託サービスの利用者窓口の拡大 ④ 受益者保護のためのルール整備	①知的財産権など受託財産の多様化が進行。[1] ②知的財産権や流動化対象資産の管理・運用に特化した信託会社など、特色ある信託会社の参入。[2] ③信託代理店の新規参入が進み利用者窓口が拡大。[3] ④行為準則・ディスクロージャー制度の導入により、顧客への説明資料等が充実。

３．福祉型の信託について

（１）福祉型の信託とは

大方の合意を得た定義はないが、企図するところは、信託を高齢化社会における「福祉」という公共目的に役立てようとするものと考えられる。

具体例

イ　高齢者が、介護が必要になった場合に介護費用に充てるため、信託を行う。

ロ　障害者である子の親亡き後の生活資金に充てるため、財産の信託を行う。

ハ　一定の財産を信託し、受託者に自らの死後の事務処理を依頼する。

（２）検討に当たっての基本的視点

具体的な制度設計の前提として、以下のような基本的視点についての考え方を今後整理する必要。

・社会福祉政策の一環として位置付けるべきではないか。

・福祉型の信託は、信託を公共目的に役立てようとする点で「公益信託」に類似。公益信託については、事業型の導入や、公益法人等の参入も検討される見込み[4]。両者の議論は、平仄のとれたものとする必要。

・福祉型の信託が、裁判所の関与のある成年後見の潜脱に使われ、受益者の利益を害さないように留意すべき。

４．福祉型の信託の制度設計

（１）制度設計の基本

ニーズに即した制度設計をする必要があるが、ニーズの捉え方も様々。

・受託者の役割は、財産管理に限られるのか、身上監護まで行うのか。

・受託者は、信託財産の管理のみを行うのか、一定の処分・運用まで行うのか。

・採算性が厳しいものが多いのか、相応の収益を確保できるものもあるのか。

・長期の信託期間を想定すべきか、短期のものまで想定するのか。

（２）担い手

制度設計の基本に関する考え方の相違により、担い手に対する考え方も様々。

・受益者の個別の状況に応じた対応が求められ、主に大量・定型的な業務を営む既存の担い手では不十分。高齢者福祉や後見業務を行う弁護士等や公益法人等が担えるようにすべきではないか。

・福祉型の信託には既存の担い手が適切な場合もあるのではないか。

・福祉型の信託に対するニーズを検証し、その内容を類型化した上で、類型毎に担い手のあり方を議論する必要があるのではないか。

（３）担い手に対する規律のあり方

担い手に対する規律のあり方に対する考え方も様々。

① 基本的な考え方

---

[1] 知的財産権については、受託実績あり。その他、排出権や担保権も受託に向けて検討中。

[2] 運用型信託会社 5 社、管理型信託会社 7 社。（平成 19 年 6 月現在）

[3] 信託代理店は、従来金融機関等に限られていたが、改正後一般事業会社など 14 社が参入

[4] 公益信託については、平成１８年信託法改正の際の附帯決議において、「公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から」見直しをすることとされている。

ある高齢者・障害者保護の観点から、むしろ厳格な規律が必要との考え方が対立。

② 参入形態

・弁護士等個人による受託を認めるべきとの考え方と、継続性・安定性の確保等の観点から法人に限るべきとの考え方が対立。

③ 財産的基盤

・他人の財産を預かる点で、一定の財産的基盤は必要との意見が大勢。一方で、弁護士等個人による受託を認めるべきとの立場から、受託した財産の管理に特化すれば財産的基盤要件は不要との意見も存在。

④ 監督

・業務の適正かつ安定的な継続を確保するには、行政による監督が必要との意見が大勢。一方で、弁護士が受託する場合、弁護士会の監督体制を充実させれば行政による監督は不要との意見も存在。

５．今後の議論のあり方

高齢化が進む我が国の社会状況における信託制度の位置づけ、公益信託制度との整合性等に留意しつつ、各論点について議論を深めていくことが必要。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「金融審議会金融分科会第二部会「中間論点整理～平成 16 年改正後の信託業法の施行状況及び福祉型の信託について～」の公表について（平成 20 年２月８日）」にアクセスしてください。

平成 19 年 3 月期に係る有価証券報告書の重点審査結果について

１．重点審査の概要

重点審査については、各財務局及び福岡財務支局並びに沖縄総合事務局（以下「財務局等」という。）において、開示上重要な事項や法令改正により記載内容が追加された事項等に関して、有価証券報告書提出会社から有価証券報告書の提出に合わせて「調査票」の提出を要請し、これを基に記載内容等に係る審査を実施してきております。

今回は、決算期が集中する 3 月 31 日決算会社である 3,380 社を対象として、会社法の従来のルールが大きく見直されたこと等を受けて改正された開示項目が、適切に記載されているかについて審査を実施しました。

２．審査結果の概要

財務局等において審査を行った結果、記載内容が不十分と認められた事項がある提出会社に対し、訂正を求めました。

記載内容が不十分と認められた主な事例は次のとおりであり、⑴については、調査票提出会社の約 1 割に、⑵の各項目については、それぞれ提出会社の約５割にのぼりました。

⑴　配当政策に関する事項のうち、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針等について記載していない。

⑵　コーポレート・ガバナンスの状況のうち、

- 取締役の選解任の決議要件について会社法と異なる別段の定めをしている場合等に、その内容を記載していない。
- 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている場合に、その事項及び理由を記載していない。
- 株主総会の特別決議要件を変更している場合に、その内容及び理由を記載していない。

３．おわりに

今回の重点審査では、新たに開示項目となったものについて、記載事項の一部が記載漏れとなっているなど不十分な事例が多数認められました。

有価証券報告書には、投資者保護を図るため、投資判断に有用な情報を記載することとされており、こうした観点から法令改正が行われています。

したがって、有価証券報告書の提出にあたっては、法令改正が行われることを前提に、同報告書の提出時点における法令様式等を十分に確認の上、適切に開示を行ってください。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表関係」から「平成 19 年３月期に係る有価証券報告書の重点審査結果について」（平成 20 年２月７日）にアクセスしてください。

「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等について
（期間：平成 19 年 10 月１日～12 月 31 日）

概要

金融サービス利用者相談室に寄せられた利用者からの相談件数や主な相談事例等のポイント等については、四半期毎に公表しています。平成 19 年 10 月１日から 12 月 31 日までの間における相談等の受付状況及び特徴等は、以下のとおりです。

① 平成 19 年 10 月１日から 12 月 31 日までの間に、11,608 件の相談等（詳細については、「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（平成 20 年１月 31 日）別紙１をご参照ください。）が寄せられています。一日当たりの受付件数は平均 187 件となっており、19 年７月１日から９月 30 日までの間の実績（169 件）と比べ増加しています。

② 分野別の受付件数としては、預金・融資等に関するものが 2,713 件(23%)、保険商品等に関するものが 3,833 件（33%)、投資商品等に関するものが 3,158 件（27%)、貸金等に関するものが 1,677 件（14%)、金融行政一般・その他が 227 件（２%）となっています。

③ 分野別の特徴等としては、

イ　預金・融資等に関するもののうち、融資業務については、融資の実行・返済についての相談等が、預金業務については、本人確認手続など預入れ時の態勢についての相談等が、その他業務では、為替についての相談等が寄せられています。

ロ　保険商品等については、保険金の支払に関するもの、保険金請求時等における保険会社の対応に関するものについての相談等が寄せられています。

ハ　投資商品等については、証券会社（第一種業）に関するもの、ファンド（投資運用業・第二種業）に関するもの、外国為替証拠金取引業者（第一種業）に関するものについての相談等が寄せられています。

ニ　貸金等については、一般的な照会・質問に関するもの、不適正な行為に関するもの、個別取引・契約の結果に関するものについての相談等が寄せられています。

④ なお、受け付けた相談等の中には、検査・監督上参考となる情報（注）も寄せられており、利用者全体の保護や利便性向上の観点から、金融機関に対する検査における検証や監督におけるヒアリング等、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しています。

（注）検査・監督上参考となる情報の例

イ　預金取扱金融機関によるリスク性商品等の販売時における顧客への説明態勢及び広告等の不適正な表示に関するもの

ロ　預金取扱金融機関における本人確認や説明を求めた際の不適切な顧客対応に関するもの

ハ　預金取扱金融機関の個人情報の取扱いに関するもの

ニ　いわゆる貸し渋り・貸し剥がしに関するもの

ホ　保険会社の不払い等（保険金等の不適切な不払い、支払漏れ等）に関するもの

ヘ　保険募集人等の不適正な行為（重要事項の不十分な説明、手続きに関する不適切な案内・対応、保険料の立替、名義借り等）に関するもの

ト　金融商品取引業者の不適正な行為（ホームページを閉鎖し電話に出ない等）に関するもの

チ　いわゆる集団投資スキームを利用した法令違反のおそれのある行為に関するもの

リ　貸金業者による法令違反のおそれのある行為（取立行為規制違反、取引履歴の不当な開示拒

否等）に関するもの

また、預金口座の不正利用に関する情報については、金融機関及び警察当局へ 119 口座の情報提供を行っています。

さらに、平成 19 年７月１日から９月 30 日までの間における情報の活用状況は以下のとおりです。

イ　監督において行った 150 金融機関に対するヒアリング等に際して、相談室に寄せられた情報を参考としています。

ロ　金融庁が着手した 19 金融機関の検査等に際して、相談室に寄せられた情報を参考としています。

⑤　寄せられた相談等のうち利用者の皆様に注意喚起する必要がある事例等について、「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として周知しています。今回、新たに追加又は改訂する「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」の項目・相談等は、以下のとおりです。

□預金・融資等

○免許の確認、預金保険制度に関する相談等

・ 最近、○○銀行という聞きなれない銀行ができたと聞きますが、免許のある銀行ですか。預金保険の対象金融機関ですか。どのような預金が保護されますか。

□保険商品等

○特定保険業者に関する相談等

・ 共済業者（特定保険業者）から加入の勧誘をされています。「少額短期保険業者として登録申請中であるから大丈夫」と言われていますが、この共済業者の信用性はどうでしょうか。

□投資商品等

○ファンドに関する相談等（改訂）

・ 投資事業有限責任組合から出資を勧められていますが、迷っています。注意点があれば教えてください。

・ 投資ファンドや未公開株等に投資する投資事業有限責任組合から執拗な勧誘を受けています。当該事業組合は、「金融庁整備番号ＬＰ○○○○」で登録していると言っていますが、登録を受けた業者ということでしょうか。

□貸金等

○金利引下げに関する相談等

・ 貸金業法が改正されて、上限金利が引下げになると聞きましたが本当ですか。10 数年前から貸金業者で借りて返済していますが、なかなか債務が減りません。

○　その他、金融庁のウェブサイト（「一般のみなさんへ」）では、金融サービスを利用する皆様に注意していただきたい情報を掲載しています。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成 19 年 10 月１日～12 月 31 日）」（平成 20 年１月 31 日）にアクセスしてください。

【金融ここが聞きたい！】

※　このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々の旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ウェブサイトの「記者会見」のコーナーにアクセスしてください。

〔東京証券取引所北京駐在員事務所の開設式典〕

北京において東京証券取引所北京駐在員事務所の開設式典が行われましたので出席をしてまいりました。これによって、東京市場へのアクセスが改善し、中国の企業や投資家の方々が我が国市場を一層、積極的に活用していただけるものと考えます。

また、式典の前に中国証券監督管理委員会の尚福林主席と面会をいたしました。日中両国の金融当局間の一層の連携強化についてお話をしてまいりました。

また、中国銀行業監督管理委員会との間でいわゆるＱＤＩＩ（適格国内機関投資家）制度に係る監督協力の枠組みを構築いたしました。これによって、中国の投資家の方々が中国の商業銀行経由で、日本のマーケットで海外資産運用をすることが可能となります。現在、中国企業の日本市場での上場は、たしか３社ぐらいですが、もっとたくさんの企業の日本市場活用が期待されるところでございます。

【平成 20 年２月 26 日（火）閣議後記者会見より抜粋】

Ｑ：　日本のマーケットについては、外国人から見た魅力がかなり低下していると言われていますけれども、今回、大臣として出張（中国・北京）するにあたって、意義ですとか意気込みがございましたらお願いします。

Ａ：　やはり、成長率ひとつをとってみても、中国は名目 15、16 パーセント、日本が 0.8 パーセントと、大変な差があるわけです。日本の成長戦略の大きな柱として、世界経済のエネルギー、アジアの成長の原動力を日本の中に取り込む、ということがとても大事だと思います。その点で、今回の北京事務所開設は、大変時宜に適ったことだと思います。ＮＹＳＥ（ニューヨーク証券取引所）の開設の時には、ポールソン財務長官が行ったそうです。また、ＬＳＥ（ロンドン証券取引所）の北京事務所開設にあたっては、ブラウン首相が行ったそうです。日本の事務所を開設する時に、政府の担当大臣が誰も来ないというのでは、日本は何をやっているのだと言われてしまいますので、その点で東証の斉藤社長から強い要請をいただきまして、行くことになったわけでございます。

中国は、この間、ＣＩＣ（中国投資有限責任公司）の高・総経理も日本に来られまして、日本の金融・資本市場への投資を真剣に考えているということでございました。今回の出張では、中国企業の日本市場での上場なども含めて、大いにそういった連携強化の話をしてまいりたいと考えております。

【平成 20 年２月 22 日（金）閣議後記者会見より抜粋】

〔中小企業対策〕

Ｑ：　中小企業対策で、今、念頭に置かれている何か方策はあるのでしょうか。

Ａ：　例えば、我が金融庁ということではございませんが、中小企業庁などで考えている中小公庫の資本性の資金、資本的劣後ローンの供給などというのは、大変結構なことだと思います。こういうことは、政府系金融機関だけがやらなくてもよいと思います。ただ、これが年度末に間に合うかどうかは、現時点ではなんとも申し上げられません。いずれにしても、年度末の対策だけで終わるわけではなくて、さらに、年度を越えてもこの厳しい状況は続いていくわけでありますから、当面の政策、そしてその次の政策、立て続けに考えていきたいと考えております。

【平成 20 年２月 15 日（金）閣議後記者会見より抜粋】

【お知らせ 】

○ テラメント株式会社に対する大量保有報告書の訂正命令

平成 20 年１月 25 日に、テラメント株式会社（川崎市麻生区）から関東財務局に提出された以下の発行会社に係る６件の大量保有報告書の記載は、金融商品取引法第 27 条の 29 第１項において準用する同法第 10 条第１項の「重要な事項について虚偽の記載」に該当するものと認められました。

このため、同年１月 27 日、関東財務局が、同社に対して、金融商品取引法の規定に基づき、上記大量保有報告書の訂正報告書の提出を命ずる行政処分を行いました。

●提出者　：テラメント株式会社（川崎市麻生区）

●発行会社：アステラス製薬(株)、ソニー(株)、三菱重工業(株)、トヨタ自動車(株)
(株)フジテレビジョン、日本電信電話(株)

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「テラメント株式会社に対する大量保有報告書の訂正命令について」（平成 20 年１月 27 日）及びＥＤＩＮＥＴ（有価証券報告書等の開示書類を閲覧するホームページ）にアクセスしてください。

○ 「お急ぎください！」登録申請は３月 31 日が締め切りです
（いわゆるファンド形態で出資の勧誘等を行う方へ）

昨年９月 30 日に金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）が施行され、新たに、一般投資家向けにいわゆるファンド形態で出資の勧誘等を行う者（以下「業者」といいます。）に財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含みます。）への登録義務が課されました。

具体的には、

１．　一般投資家からお金を集め（出資を募り）
２．　何らかの事業や投資を行い
３．　その事業や投資から生じる収益を出資者に分配する仕組み
を運営している者は、 財務局への登録が義務付けられました。

金商法施行前から上記業務を行っている者に対しては、６ヶ月の登録申請にかかる経過措置期間（登録準備期間）が設けられていましたが、平成 20 年３月末にその期限が到来します（金商法施行後にファンド形態で出資の勧誘等を行う者は事前に登録を受ける必要があります）。

○ ファンド業者を金融庁ウェブサイトに掲載しました！！

金融庁は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）によって届出義務が課され、実際に届出を行った 4,038 のファンド業者（平成 20 年２月 29 日現在）の名称等を金融庁ウェブサイトに掲載しました。※登録業者については従来から金融庁のウェブサイトに掲載されています。

金商法においては、いわゆる集団投資スキーム持分の「自己募集」又　は「自己運用」を行っている者に対して、

（１）一般投資家向け業務を行う者であれば登録義務

（２）プロ向け業務（＝適格機関投資家特例業務）を行う者であれば届出義務

（３）金商法施行前にファンドの運営（＝特例投資運用業務）を行っていた者であれば届出義務が課されています。

そのうち、金商法施行前にファンドの運営（＝特例投資運用業務）を行っていた者や同じく金商法施行前にプロ向け業務（＝適格機関投資家特例業務）を行っていた者に対しては、金商法施行後３ヶ月以内（平成 20 年１月４日が期限）の届出義務が課されていました。

登録業者や届出業者の名称等をウェブサイトで公表することの一つの大きな目的は、投資家の方々に、自らの取引相手である業者が適正に登録・届出を行っているかを確認していただくことにあります。また、仮に無登録・無届で業務を行っていることを確認した場合には、当局へ情報提供していただくことを期待しています。

なお、**注意していただきたいことは、金融庁ウェブサイトに掲載していることをもって、金融庁が業者の信頼性を保証しているというものではないということです。**特に、届出ファンド業者には、免許業者や登録業者と異なり、参入に当たっての当局の審査プロセスがないということに留意が必要です。

○ 認定投資者保護団体制度の更なる活用を期待します！！

金融商品取引法（以下「金商法」という。）においては、投資者保護のための横断的法制の構築の一環として、「認定投資者保護団体」に関する規定を整備しています。

認定投資者保護団体制度は、苦情解決およびあっせん業務の業態横断的な取組みをさらに推進するため新たに設けられた制度であり、金商法上の自主規制機関以外の民間団体が金融商品取引業者等に関する苦情の解決およびあっせん業務を行う場合に、行政がこれを認定することにより、当該民間団体の業務の信頼性を確保しようとする枠組みです。

金商法が施行されて以降、社団法人生命保険協会が認定（平成 19 年９月 30 日認定）を受けております。認定投資者保護団体は、金融商品取引業者以外の者も設立が可能で、具体的には、たとえば、消費者団体、ＮＰＯ法人や各種の業界団体等が考えられますが、これに限らず、認定の要件・基準を満たす民間団体は認定投資者保護団体になることが可能です。金融庁としましては、苦情解決・あっせん業務は、事後的な投資者保護策として非常に重要であることから、同制度が幅広く活用され、一層の投資者保護に寄与していただくことを強く期待しています。

○ 証券市場における不正・違法行為に関する情報を受け付けています！

証券取引等監視委員会は、証券会社などに対する検査、証券市場にかかわる開示検査、課徴金調査及び犯則事件の調査、そのほか日常的な市場監視活動を通じて、公正・公平かつ透明で健全な市場の構築に努めています。当委員会は、こうした調査、検査などの参考とするため、電話、文書（ファクシミリを含む）、インターネットなどで情報提供を受け付けており、平成 18 事務年度には、6,485 件と、多数の情報をお寄せいただきました。

インサイダー取引や相場操縦、有価証券報告書の虚偽記載、証券会社などにおける無断売買や不当な勧誘などの証券市場に関する違法行為に気づいたら、証券取引等監視委員会まで情報をご提供ください。（なお、調査、検査の依頼や証券会社などとのトラブル処理には対応しておりません。）

インターネットにおける情報受付窓口は証券取引等監視委員会ウェブサイトをご覧ください。

一般からの情報提供を求めるポスター

○ 株券電子化について

平成 16 年に、株券を電子化する法律（社債、株式等の振替に関する法律）が成立し、平成 21 年１月を目途に上場会社の株券を電子化するための準備が進められています。

株券電子化のスムーズな実施のためには、いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主を中心に関係者各位に早めの準備を行わって頂く必要があります。

ただ、株券の電子化については、まだまだ十分な知識をお持ちでない方が多いようです。

そこで、金融庁のウェブサイトの改訂（平成 19 年２月 13 日）等によって、個人投資家を中心とした関係者各位に株券電子化の概要やご留意頂きたい点をお伝えしてきたところですが、更に、より多くの方々に株券電子化について理解を深めて頂くべく、政府広報オンライン・お役立ち動画「株券電子化の準備　もうお済みですか」では、株券の電子化の概要や留意点について広報を行っております。なお、この政府広報オンラインは、金融庁ウェブサイトからもアクセスできます。

以下では、株券電子化の概要と留意点のうち、特にご注意頂きたい点をピックアップします。

１．概要

株券電子化は、上場会社の株式について、「株券」をなくし、証券保管振替機構及び証券会社等の口座で、コンピューターにより電子的に管理しようとするものです。

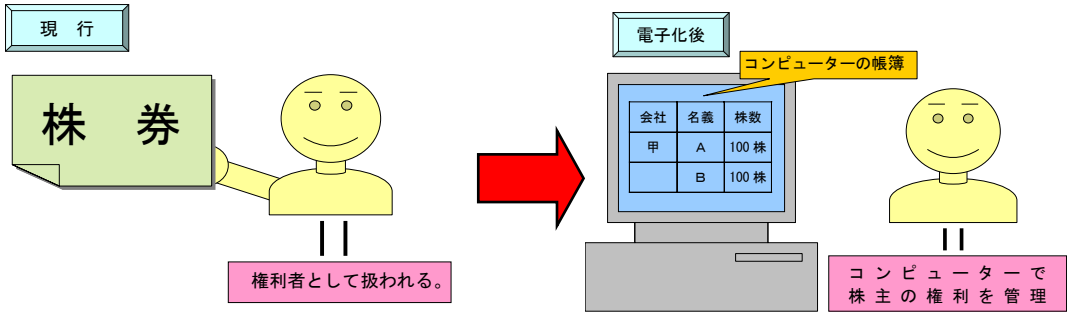

２．留意点（タンス株券をお持ちの株主）

株券電子化にあたって、自宅や貸金庫などご自身で株券を管理されている株主（いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主）については、特に以下の点に留意してください。

①　お持ちの株券がご自分の名義ではなく、ご本人が株主としての権利を失ってしまうおそれもありますので、**株他人名義となっている場合には、株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託するか、少なくともご自分名義への書換手続を行ってください。**

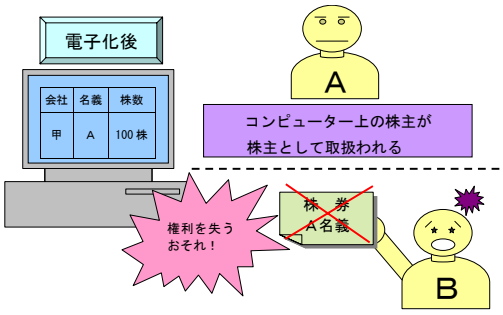

②　お持ちの株券が**ご自分名義となっている場合**、①のように株主としての権利が失われることはありませんが、株券電子化後に売却を行おうとする場合にスムーズに行うことができるようにする等のために、**株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託しておくのが望ましいと考えられます。**

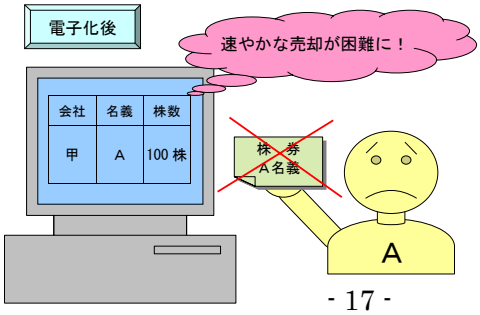

なお、上記の証券会社等や証券保管振替機構における預託のための事務手続に時間を要することも予測されます。株券電子化のスムーズな実施に向け、**上記預託のための手続はできるだけ早めに行うようにしてください**（現在でも当該預託を行うことは可能です。）

※　「株券電子化」については金融庁ウェブサイトにも掲載しています。金融庁ウェブサイトのトップページ「金融庁の政策　▷ 政策の一覧へ」から「株券電子化について」にアクセスしてください。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス**を行っております。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、毎月発行される「アクセスＦＳＡ」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を１日１回、電子メールでご案内します。登録をご希望の方は、**「新着情報メール配信サービス」**にアクセスしてください。

○ 金融庁英語版ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスの開始

平成 20 年１月 15 日より金融庁英語版ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスを開始しました。「電子メールアドレスの登録」画面で電子メールアドレスなどをあらかじめ登録すると、金融庁英語版ウェブサイトの新着情報を、新着情報が掲載された場合、１日１回、電子メールにてご案内致します。

※　詳しくは、金融庁英語版ウェブサイトの Top から Subscribing to E-mail Information Service にアクセスしてください。

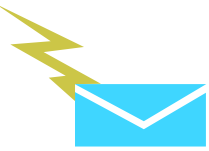

【２月の主な報道発表等】

1日(金) アクセス ・ 「ＥＤＩＮＥＴ運用改善検討チーム」について
アクセス ・ 平成十四年金融庁告示第七十七号（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第二条第三十号の規定に基づき内閣総理大臣が指定する者）等を廃止する件等について
アクセス ・ 「信託業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について （パブリックコメント）
アクセス ・ 「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」の開催について（３月15日仙台にて開催）

5日(火) アクセス ・ 金融審議会金融分科会第二部会（第46回）及び保険の基本問題に関するワーキング・グループ（第44回）合同会合議事次第及び配付資料掲載 （平成20年１月31日開催）

6日(水) アクセス ・ 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）の公表について （パブリックコメント）
アクセス ・ 株式会社サンシティの株券に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について

7日(木) アクセス ・ 平成19年３月期に係る有価証券報告書の重点審査結果について
アクセス ・ 「投資信託及び投資法人に関する法律施行令第十二条第二号イの規定に基づき株価指数を定める件」を改正する告示案に対するパブリックコメントの結果について
アクセス ・ ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子（案）にかかる意見募集について （パブリックコメント）
アクセス ・ 保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）等の公表について （パブリックコメント）

8日(金) アクセス ・ 金融審議会金融分科会第二部会「中間論点整理～平成16年改正後の信託業法の施行状況及び福祉型の信託について～」の公表について
アクセス ・ 銀行等による保険販売の全面解禁等に伴う検査マニュアルの一部改訂（案）の公表について(パブリックコメント)
アクセス ・ 第３回金融専門人材に関する研究会資料を掲載 （平成20年１月23日開催） 金融研究研修センター
アクセス ・ 第３回金融専門人材に関する研究会議事要旨を掲載 （平成20年１月23日開催） 金融研究研修センター

9日(土) アクセス ・ 金融安定化フォーラムによるＧ７への中間報告書の公表について

12日(火) アクセス ・ 「預金保険法施行規則の一部を改正する命令」及び「金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」について
アクセス ・ ＩＯＳＣＯ・マルチＭＯＵ（多国間情報交換枠組み）への署名について
アクセス ・ 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について （パブリックコメント）

13日(水) アクセス ・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令について
アクセス ・ 我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額等について

14日(木) アクセス ・ テクノエイト株式会社ほか９社の株券に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
アクセス ・ 株式会社天辻鋼球製作所ほか２社の株券に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について

15日(金) アクセス ・ 19年９月期における不良債権の状況等（ポイント）
アクセス ・ いちい信用金庫に対する行政処分について （東海財務局長処分）
アクセス ・ 豊川信用金庫に対する行政処分について （東海財務局長処分）

18日(月) アクセス ・ 第22回金融審議会総会・第10回金融分科会議事次第 （平成20年２月８日開催）
アクセス ・ 株式会社ＵＳＳ証券に対する行政処分について （関東財務局長処分）

19日(火) アクセス ・ 「EDINET運用改善に関する論点整理」の公表について

20日(水) アクセス ・ 保険の基本問題に関するワーキング・グループ（第42回）議事要旨を掲載 （平成19年12月18日開催）
アクセス ・ 金融審議会第22回総会・第10回金融分科会議事要旨を掲載 （平成20年２月８日開催）
アクセス ・ 株式会社関東つくば銀行の認定経営基盤強化計画履行状況について

アクセス ・ 株式会社豊和銀行の経営強化計画履行状況について
アクセス ・ 株式会社紀陽ホールディングスの経営強化計画履行状況について
アクセス ・ 新東京シティ証券株式会社に対する行政処分について （関東財務局長処分）

21 日(木) アクセス ・ 金融検査マニュアルの一部改訂（案）の公表について （パブリックコメント）
アクセス ・ 株式会社アスキーソリューションズの有価証券報告書等に係る金融商品取引法違反に対する課徴金納付命令の決定について
アクセス ・ 「金融商品取引法の疑問に答えます」（質疑応答集）の公表について

22 日(金) アクセス ・ 平成 19 年度金融知識普及功績者表彰について
アクセス ・ 中国・銀行業監督管理委員会とのＱＤＩＩ(適格国内機関投資家)制度に係る監督協力の枠組みの構築について
アクセス ・ 監査法人に対する業務改善指示について（ＫＤＡ監査法人）
アクセス ・ 無限責任中間法人 全国養護福祉会に対する行政処分について （関東財務局長処分）

26 日（火） アクセス ・ 年度末金融円滑化ホットラインの開設について（平成 20 年３月 31 日まで）

29 日（金） アクセス ・ 金融行政アドバイザリーから寄せられた意見等について
アクセス ・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律の全面的な施行等に伴う各監督指針の一部改正について

※ アクセス マークのある項目につきましては、 アクセス から公表された内容にアクセスできます。